



福島医発第 2084 号
平成 28 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新たに設定された人工中耳用材料の施設基準に係る届出の取扱いについて

本年 9 月 1 日より保険適用された医療機器「人工中耳用材料」(埋め込み側の耳が伝音難聴又は混合性難聴であり、両側ともに気導補聴器及び骨導補聴器を装用できない又は装用効果が十分に得られない患者に対し、日常の環境で環境音と語音の聞き取りを改善することを目的とする医療機器)については、その保険診療上の取扱いや、新たに設定された施設基準等が「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成 28 年 8 月 31 日保医発 0831 第 2 号)により示されたところであります。(平成 28 年 9 月 30 日付福島医発第 1875 号(地)にてご連絡済み。)

今般、当該医療機器について、施設基準の届出を行った場合の取扱いが別添別紙のとおり示された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

記

人工中耳用材料(販売名:メドエル人工中耳 VSB)の施設基準等

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 7 号)の一部改正(平成 28 年 8 月 31 日保医発 0831 第 2 号)により、以下の取扱いが示されている。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

(105) 人工中耳用材料

- ア 人工中耳用材料は、関係学会の定める指針に従い、植込型骨導補聴器よりも本品を適用すべき医学的理由がある患者に使用した場合に限り、算定できる。
- イ 人工中耳用材料の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
- ウ 人工中耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の交換等の場合は算定できない。
- エ 人工中耳の植込みを行った場合の手技料は、区分番号「K320」アブミ骨摘出術・可動化手術の点数に準じて算定する。
- オ 人工中耳の植込み又は交換を行った場合の施設基準は、区分番号「K328」人工内耳植込術の施設基準に準じて、改めて届け出ること。
- カ 人工中耳の植え込み又は交換を行った後、補聴器適合検査を実施した場合は、区分番号「D244－2」補聴器適合検査「2」2回目以降により算定する。

以上

(保 164)
平成 28 年 10 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

新たに設定された人工中耳用材料の
施設基準に係る届出の取扱いについて

本年 9 月 1 日より保険適用された医療機器「人工中耳用材料」（埋め込み側の耳が伝音難聴又は混合性難聴であり、両側ともに気導補聴器及び骨導補聴器を装用できない又は装用効果が十分に得られない患者に対し、日常の環境で環境音と語音の聞き取りを改善することを目的とする医療機器）については、その保険診療上の取扱いや、新たに設定された施設基準等が「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成 28 年 8 月 31 日保医発 0831 第 2 号）により示されたところです。（平成 28 年 9 月 23 日付日医発第 696 号（保 147）にてご連絡済み。（下記参照））

今般、当該医療機器について、施設基準の届出を行った場合の取扱いが別添のとおり示されましたので、お知らせ致します。

つきましては、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

記

人工中耳用材料（販売名：メドエル人工中耳 VSB）の施設基準等

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 7 号）の一部改正（平成 28 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 2 号）により、以下の取扱いが示されている。

(105) 人工中耳用材料

ア 人工中耳用材料は、関係学会の定める指針に従い、植込型骨導補聴器よりも本品を適用すべき医学的理由がある患者に使用した場合に限り、算定できる。

イ 人工中耳用材料の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

ウ 人工中耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の交換等の場合は算定できない。

エ 人工中耳の植込みを行った場合の手技料は、区分番号「K 3 2 0」アブミ骨摘出術・可動化手術の点数に準じて算定する。

オ 人工中耳の植込み又は交換を行った場合の施設基準は、区分番号「K 3 2 8」人工内耳植込術の施設基準に準じて、改めて届け出ること。

カ 人工中耳の植え込み又は交換を行った後、補聴器適合検査を実施した場合は、区分番号「D 2 4 4 - 2」補聴器適合検査「2」2回目以降により算定する。

(添付資料)

新たに設定された人工中耳用材料の施設基準に係る届出の取扱いについて
(平 28. 9. 29 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

事 務 連 絡
平成28年9月29日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された人工中耳用材料の施設基準に係る届出の取扱いについて

人工中耳用材料については、「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成28年8月31日保医発0831第2号）別添2において新たに施設基準を設けたところです。

今般、新たに施設基準の届出を行った場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご協力をお願いいたします。

記

- 1 人工中耳用材料の施設基準の届出については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第7号）Ⅰの3の（105）オによること。
- 2 人工中耳用材料の施設基準の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日保医発0304第2号）第2の8の規定にかかわらず、届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理が行われたものについては、受理日より算定することができるものとする。
- 3 今回新たに施設基準を設けた人工中耳用材料の届出の受理番号については、「（植補聴）第号」とするので、届出書の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

なお、当該受理番号については、各地方厚生（支）局における取扱いの実情を踏まえ、当分の間、各地方厚生（支）局ごと又は各事務所ごとに書面等にて管理することも差し支えない。